

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

処 分 庁 豊橋市福祉事務所長

審査請求人が平成 29 年 5 月 16 日付けで提起した処分庁による平成 29 年 4 月 25 日付け生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成 8 年 12 月 13 日、処分庁は審査請求人に対し法第 24 条第 3 項に基づいて、平成 8 年 12 月 5 日を保護開始日とする保護開始決定をした。
- 2 平成 29 年 3 月 22 日、審査請求人の口座に移転料・協力金 [REDACTED] 円（以下、「移転料」という。）の入金があった。
- 3 平成 29 年 3 月 28 日、処分庁は、審査請求人が受領した移転料のうち、必要経費 [REDACTED] 円及び 8,000 円を差し引いた [REDACTED] 円を収入認定額とし、6ヶ月に渡り分割認定（月額 [REDACTED] 円）することを決定した。
- 4 平成 29 年 4 月 25 日、処分庁は原処分を決定した。
- 5 平成 29 年 5 月 16 日、審査請求人は原処分を不服として審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
原処分の取り消しを求める。
県営住宅からの移転料・協力金が正しく認識されておらず、移転に要したお金が認められていない。

2 処分庁の主張

転居に必要な経費等は控除し変更決定処理をしているため決定処分を取り消す理由はない。

転居に必要な経費等の扱いについては事前に審査請求人に説明をしており、必要経費の内容も資料の提出があった際に詳細を聞き取り判断している。また転居の際に経費として必要になりそうなものや疑問がある場合は事前に所へ相談するよう伝えていたが審査請求人からの事前相談はなかった。そうした手続きを経たうえで審査請求人の移転に必要な経費としてカーテンレール代、NTT回線工事費、網戸代の合計■■■■円を認定し控除している。

本件審査請求の趣旨は、処分庁が原処分を取り消し、転居の必要経費として審査請求人らが主張する費用の認定を求めるものである。

本件処分は「生活保護法による実施要領」に基づいて適正に行われたものであり、何ら違法・不当なものではない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。）第 8 の 3 (2) エ (イ) において、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入 ((3) のオ、カ又はキに該当する額を除く。) については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。
- (2) 次官通知第 8 の 3 (3) オにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」（以下、「自立更生費」という。）については、収入として認定しないものとして取り扱うこととされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8 の 2 (4) において、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」とされており、また、「当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」とされている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け 社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の問40答において、局長通知第8の2(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定の基準として、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」及び「実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」を認めるものとしてとされている。
- (5) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「問答集」という。)問8の48において、被保護者の自立更生計画は、まず第一に災害等によって失った生活基盤の回復に要する経費又は災害等による負傷若しくは疾病の治療に要する経費にあてさせることとし、なお残余があれば当該世帯に最も必要性があり適当と思われるものについて自立更生計画を立てるよう指導することとされ、災害見舞金以外の恵与金等で特に指定のないものについては、課長通知第8の40答(2)に掲げる費用の範囲内で現在当該被保護世帯にとって最も必要性があり、かつ効果的な自立更生計画を立てさせることとされている。
- (6) 問答集問8の54において、公営住宅の立て替えに伴い、入居者が転居する際に、それに要する費用が支給される場合の取扱いについて、「次第8-3(3)オに該当するものとして、転居に伴って必要な移送費、敷金等、新旧住宅設備の相違により必要な家具什器費、等の実費について収入認定しない取扱いとして差し支えない。」とされている。

2 原処分適法性について

- (1) 処分庁は平成29年3月28日、審査請求人から提出のあった移転料及び転居に伴う経費の挙証資料に基づき、移転料から必要経費としてカーテンレール代、NTT回線工事費、網戸代の合計■■■■円を認定して移転料から控除したうえで、8,000円を控除した■■■■円を収入認定額とし、6ヶ月に渡り分割認定(月額■■■■円)することを決定したものと認められる。
- (2) 本件移転料は次官通知第8の3(2)エ(イ)に該当するため、受領のために交通費等を必要とする場合はその額を必要経費として控除したうえで、世帯合算額8,000円(月額)をこえる額について収入として認定することとなる。
- また移転料のうち、転居に伴って必要な移送費等の実費については、次官通知第8の3(3)オに掲げられている自立更生費に該当するものとして、収入認定をしない取扱いをすることとなる。

したがって本件において処分庁は、原処分を決定するに当たり、審査請求人から控除の申請のあった転居に伴って必要な移送費等の実費について、自立更生費に該当するかどうかについて検討をした後に、収入認定額を決定することが求められる。

- (3) ここで処分庁から提出された弁明書及びその他の物件についてみるに、移転料収入の認定にあたって、必要経費としてカーテンレール代、NTT回線工事費、網戸代の合計■■■■円を控除したことが記載されているが、平成29年3月28日に審査請求人から控除の申出があった具体的な費目についての記載は存在せず、それらについて自立更生費として認められるかどうかの観点に基づいて検討を行っていた事実は認められない。

したがって原処分はその決定をするにあたり、適正な手続きを欠いて判断された決定であると言わざるをえない。

- (4) 本件においては、審査請求人から控除の申出があった費目について、改めて自立更生費として認められるか否かの判断を行い、収入認定額を決定すべきである。

なお処分庁は、移転料が入金される可能性を把握した段階で、審査請求人に対し、転居に伴って必要な移送費等の実費について、次官通知第8の3(3)オに基づく自立更生費として認められるかどうか検討する必要があること、自立更生費として認められる額については基本的に事前に相談が必要であること及び事後の相談によっては自立更生費として認められない可能性があることの説明を行い、その事実を記録に残しておくことが望ましい。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 29 年 9 月 6 日

愛知県知事 大村 秀 章



- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1の再審査請求とは別に、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に豊橋市を被告として審査請求に係る処分の取消しの訴え又は愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。これらの取消しの訴えは、1の再審査請求による裁決を経ずに提起することができます。